

## 諏訪市文化センター運営検討委員会

### 委員を公募します

諏訪市文化センターのリニューアル後の運営体制や運営方針、自主事業や情報発信の在り方などを検討する「諏訪市文化センター運営検討委員会」を立ち上げるにあたり、以下のとおり、市民のみなさんから意見をいただくための委員を公募します。

- 対象 諏訪市内に住所を有する18歳以上の人
- 募集人数 2人
- 任期 委嘱の日から2年間
- 会議開催日程 令和6年度は5回予定 ※1回目は令和6年7月下旬を予定しています。
- 応募期間 令和6年6月24日(月)～令和6年7月7日(日)[必着]
- 申込方法 電子申請または所定の申込書に必要事項を記入し、お申し込みください。
  - 電子申請の場合：  
[https://apply.e-tumo.jp/city-suwa-nagano-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=45027](https://apply.e-tumo.jp/city-suwa-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=45027)
  - 持参の場合：諏訪市文化センター  
※休館日(月曜日又は月曜日が祝日の場合翌日)以外の午前8時30分から午後5時15分まで
  - 郵送の場合：〒392-0027 諏訪市湖岸通り五丁目12番18号
  - メールの場合：[bunka-c@city.suwa.lg.jp](mailto:bunka-c@city.suwa.lg.jp)
- 申込書 諏訪市文化センターに設置するほか、市ホームページからダウンロードできます。
- その他
  - (1)応募多数の場合は抽選します。後日全員に抽選結果を通知します。
  - (2)提出された申込書は返却できませんのでご了承ください。
  - (3)会議は公開されるため、氏名・発言などが公表されます。
  - (4)会議の出席ごとに市の規定で定められた謝礼を支給します。
  - (5)「諏訪市文化センター運営検討委員会設置要綱」および「諏訪市文化センター運営検討委員会 委員公募要領」をご確認の上、ご応募ください。



市ホームページ

諏訪市教育大綱 基本理念

誰もが輝き 誰もが幸せ  
新たな時代を切り拓き  
つながり続ける **学びの和**

〒392-0027 長野県諏訪市湖岸通り5-12-18  
長野県 諏訪市 教育委員会事務局  
生涯学習課 文化センター  
(担当) 守屋 行彦、福田 京介  
電話 0266-58-4807 F A X 0266-58-4690  
メール [bunka-c@city.suwa.lg.jp](mailto:bunka-c@city.suwa.lg.jp)

# 諏訪市文化センター運営検討委員会 委員申込書

申込日 年 月 日

(ふりがな) 氏名	-----	生年月日	年 月 日 ( 歳)
住所			
連絡先	電話番号		
	Eメール		
職業			
応募の動機			

- ・ご提出いただいた個人情報は委員の選出の手続きのみに使用し、それ以外の目的には使用しません。
- ・提出期限：**令和6年7月7日（日）必着**（郵送の場合は当日消印有効）

## 諏訪市教育委員会告示第3号

### 諏訪市文化センター運営検討委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 諏訪市文化センターの管理運営に関して、関係者から意見を聴取するため、諏訪市文化センター運営検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 諏訪市文化センターの施設管理に関する事項
- (2) 諏訪市文化センターの運営に関する事項
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

#### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化芸術関係者
- (3) 園児又は児童生徒の保護者
- (4) 市内高等学校の生徒
- (5) 教育関係者
- (6) まちづくり関係者
- (7) 公募による市民
- (8) その他教育委員会が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表するとともに、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

#### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理をする。

#### (補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会  
が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 6 月 24 日から施行する。

## 諏訪市文化センター運営検討委員会 委員公募要領

諏訪市文化センターのリニューアル後の運営体制や運営方針、自主事業や情報発信の在り方などを検討する「諏訪市文化センター運営検討委員会」を立ち上げるにあたり、以下のとおり、市民のみなさんから意見をいただくための委員を公募します。

### ■目的

諏訪市文化センターの管理運営に関して、当館の特徴（国登録有形文化財、会議や講座のほか即売会や展示会等多様な用途としての使用が可能な集会室、市街地の中で約 250 台駐車可能な大駐車場など）を活かしつつ、文化芸術活動の定着と諏訪の地域力向上のため、文化芸術に親しみ、生涯にわたって自発的に学び続け、個人やグループが学んだ成果を活かし、生涯学習活動や地域活動を支える「ひとづくり」を行い、文化芸術を通じて仲間を広げ、人と人がつながる施設とすることで、駅周辺の賑わいを創出する。

### ■対象

諏訪市内に住所を有する 18 歳以上の人

### ■募集人数

2 人

### ■任期

委嘱の日から 2 年間

### ■会議開催日程

令和 6 年度は 5 回予定

### ■応募期間

令和 6 年 6 月 24 日（月）～令和 6 年 7 月 7 日（日）[必着]

### ■申込方法

電子申請または所定の申込書に必要事項を記入し、お申し込みください。

<電子申請の場合>

[https://apply.e-tumo.jp/city-suwa-nagano-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=45027](https://apply.e-tumo.jp/city-suwa-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=45027)

<持参の場合>

諏訪市文化センター

※休館日（月曜日又は月曜日が祝日の場合翌日）以外の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

<郵送の場合>

〒392-0027 諏訪市湖岸通り五丁目 12 番 18 号

<メールの場合>

[bunka-c@city.suwa.lg.jp](mailto:bunka-c@city.suwa.lg.jp)

## ■ 申込書

諏訪市文化センターに設置するほか、市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.suwa.lg.jp/soshiki/41/65714.html>

## ■ その他

- (1) 応募多数の場合は抽選とします。後日全員に抽選結果を通知します。
- (2) 提出された申込書は返却できませんのでご了承ください。
- (3) 会議は公開されるため、氏名・発言などが公表されます。
- (4) 会議の出席ごとに市の規定で定められた謝礼を支給します。
- (5) 「諏訪市文化センター運営検討委員会設置要綱」および「諏訪市文化センター運営検討委員会 委員公募要領」（本要領）をご確認の上、ご応募ください。